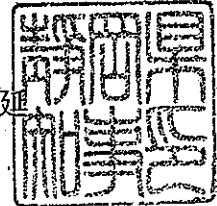


環 生 第 232 号

平成20年10月31日

中部地方整備局長 様

静岡県知事 石川 嘉延



「一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路環境影響評価準備書」
に関する意見について

平成19年11月30日付けで送付のあった「一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路環境影響評価準備書」について、静岡県環境影響評価条例第23条第1項の規定に基づき、別添のとおり意見を述べます。

担 当：県民部環境局 生活環境室

電 話：054-221-2205

FAX：054-221-3553

「一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路環境影響評価
準備書」に関する意見書

平成20年10月

静岡県

当事業の実施される地域は、当該地域周辺のみには生息するアカイシサンショウウオなど貴重な生物をはじめ、多種多様な生物が見られる環境であり、青崩峠を含む「塩の道」に沿って、石仏・石碑などが点在し、古来よりの景観が保たれている。

こうした豊かな自然環境と伝統文化を含めた生活環境を保全しつつ、道路開設による利便性を享受できるよう、環境影響評価を適切に事業に反映されたい。

記

I 全般的事項

- 1 準備書において記載のなかった確認事項や追加調査結果等について、また、現段階で実施が判明している事後調査については、評価書に記載すること。
- 2 実施設計ができていないことなどにより、不確実性の高い事項については、作業方法等を慎重に検討して実施するとともに、工事中・供用後の調査を継続的に実施し、確認すること。
- 3 評価書の縦覧に当たっては、住民への周知について徹底し、事業に対する十分な理解を得ること。

II 個別事項

1 騒音

工事中の作業や交通量が増加する等により、苦情が発生した場合には住民と十分に協議し、必要に応じて対策を講じること。

2 水質・地下水

- (1) 事業実施による地下水への影響については、現状では予測評価に不確実性があるため、工事実施前から状況を把握し、問題が発生した場合には適切に対応すること。また、足神湧水についても、利用者が多いことから同様に対応し、必要に応じて対策を実施すること。
- (2) 工事の実施及び施工ヤードに仮置きされた建設発生土等による濁水の発生については、不確実性があることから、事業の実施に当たり河川水質の監視を行うとともに、適切な濁水処理を実施すること。

3 植物・動物・生態系

- (1) 植物を移植することにより、移植地周辺への生態系がかく乱される可能性にも留意し、適切な保全を行うこと。
- (2) 施工ヤードについては、生態系への影響に不確実性があるため、事後調査を行うこと。

4 廃棄物

建設発生土等を有効に利用するに当たり、有害金属や硫化物等の含有を把握し、適切に処理すること。